

## 阿蘇中部3町村合併協議会会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、阿蘇中部3町村合併協議会規約第8条第3項の規定に基づき、阿蘇中部3町村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

### (会議の公開)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛同があったときは、非公開とすることができる。

### (会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議の目的を踏まえ会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第5条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

### (会議の進行)

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、委員の意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合は、3町村それぞれの過半数の委員の同意をもって方針を決し、会議を進めるものとする。

### (傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

### (会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

### (会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 会議録等の閲覧については、会長が別に定める。

### (規律)

第10条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしては

ならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月18日から施行する。